

# 傍聴を希望される皆様へ

大網白里市都市計画審議会

## 1. 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日会場で先着順に行いますが、傍聴を希望される方が定員数（10人以内で会場の大きさにより決定します）を超えた場合は、抽選により決定します。
- (2) 傍聴の受付は、あらかじめ公表した受付開始時間から会議開始の5分前までになります。

## 2. 会場への入場制限

次の方は、審議会の会場に入場することはできません。

- (1) 人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している方
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕のその他これらに類する物を携帯している方
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類する物を着用し、または携帯している方
- (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機その他これらに類する物を携帯している方
- (5) 酒気を帯びていると認められる方
- (6) 異様な服装をしている方
- (7) 傍聴人として決定されていない方
- (8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる方

## 3. 傍聴者の遵守事項

傍聴にあたっては、私語を慎んで静かに傍聴し、次のことを守ってください。

- (1) 発言への賛成・反対を、拍手や声などで表さないこと
- (2) 私語や大声など、騒がしい行為をしないこと
- (3) 会場内での飲食や喫煙をしないこと
- (4) みだりに席を離れないこと
- (5) 他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと
- (6) 写真撮影、録画、録音などをしないこと
- (7) 携帯電話などの通信機器は、電源を切るか、音が出ない設定にすること
- (8) パソコンなど、会議の妨げとなる機器を使用しないこと
- (9) その他、会議の進行を妨げる行為をしないこと

## 4. 会場の秩序維持

- (1) 傍聴人が上記3のことをお守りいただけない場合は、議長が注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (2) 退場を命ぜられた方は、当日再び傍聴することはできません。
- (3) 審議の中で、会議を非公開とする決定があったときは、退出していただきます。

## 5. 報道関係者の傍聴

- (1) 報道関係者の傍聴についても、上記1(1)及び3(8)を除き同様の取扱いとなります。
- (2) 会長の許可を得て、審議開始前に限り、写真撮影、録画、録音することができます。